

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和4年12月1日～令和8年11月30日

2.内容

目標1: 男性社員の育児参加を推進するため、計画期間内の育児休業取得者を1名以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 令和5年6月～ 育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施

目標2: 不妊治療と仕事の両立がしやすい職場環境づくりを目指す。

<対策>

- 令和5年1月～ 不妊治療中の職員が、不妊治療に関わる事由で申出があった場合には、職員間の連携を図り不妊治療のための特別休暇を取得しやすい職場環境づくりを目指す。